

高砂市水洗便所改築費融資あっせん制度要綱（平成28年4月1日高砂市上下水道事業訓令第5号）

最終改正：

改正内容:平成28年4月1日高砂市上下水道事業訓令第5号 [平成28年4月1日]

○高砂市水洗便所改築費融資あっせん制度要綱

平成28年4月1日高砂市上下水道事業訓令第5号

高砂市水洗便所改築費融資あっせん制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域内で、くみ取便所等を水洗便所（污水管が同条第3号に規定する公共下水道に連結されるものをいう。以下同じ。）に改築しようとする者に対し、その改築に必要な資金（以下「改築資金」という。）を融資あっせんすることにより、水洗便所の普及を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。

（融資基金）

第2条 前条の目的を達成するため、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、特定の金融機関に対し必要と認める金額を融資基金として預託し、当該金融機関はこの基金を基礎として自己資金を加えて、管理者のあっせんによりくみ取便所等を水洗便所に改築しようとする者に対して改築資金を預託額の3倍を下らない金額の範囲内で融資するものとする。

（融資の対象）

第3条 融資を受けることができる者は、改築資金を必要とする家屋の所有者又はその同意を得た当該家屋の使用者であつて、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 独立の生計を営み、かつ、借入金の償還能力を有すること。
- (2) 市税、下水道使用料及び受益者負担金を滞納していないこと。
- (3) その他管理者が適当と認める要件

（融資基金の用途）

第4条 融資基金の用途は、くみ取便所等を水洗便所に改築するために必要な排水設備工事費に限るものとする。

（融資の額等）

第5条 融資の額は、1件当たり50万円以内とする。この場合において、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 融資は、1戸当たり2件を限度として行うものとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（融資の手続）

第6条 融資を受けようとする者は、高砂市水洗便所改築資金融資あっせん申込書（様式第1号）及び高砂市水洗便所改築資金融資借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 市税の完納の事実を証する書面
- (2) 当該年度の所得証明書
- (3) 健康保険証の写し
- (4) 改築工事に関する設計見積書
- (5) 融資を受けようとする者が家屋の所有者と異なるときは、所有者の承諾書

（連帯保証人等）

第7条 融資を受けようとする者は、次に掲げる要件を備える連帯保証人1人を立てなければならない。

- (1) 原則として市内に住所を有すること。
- (2) 独立の生計を営み、かつ、損失を補償する資力を有すること。
- (3) 市税、下水道使用料及び受益者負担金を滞納していないこと。
- (4) その他管理者が適当と認める要件

2 前項の規定にかかわらず、融資を受けようとする者が金融機関の指定する保証機関の保証を受けることができる場合は、連帯保証人を要しないものとする。この場合において、保証機関の保証を受けるための保証料は、融資を受けようとする者の負担とする。

（融資あっせんの決定等）

第8条 管理者は、高砂市水洗便所改築資金融資あっせん申込書を受理したときは、融資あっせんの可否を決定し、高砂市水洗便所改築資金融資あっせん承認・不承認通知書（様式第3号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定による融資あっせんの承認をした者に係る改築工事の完了検査を行ったときは、速やかに、借入申込書を当該申込みをした者に交付するものとする。

（融資の決定）

第9条 金融機関は、前条第2項の規定による交付があった借入申込書の提出があったときは、貸付けの可否及び貸付金額を決定し、上下水道部及び当該提出をした者に通知しなければならない。

（償還方法及び期限）

第10条 儚還の方法は、貸し付けた日の属する月の翌月から50箇月以内の均等月賦償還とする。この場合において、1月当たりの償還額は、1万円以上となるようしなければならない。

2 融資を受けた者は、期限前において繰上償還をすることができる。

（利子補給）

第11条 融資の額に係る利子は、管理者が補給する。ただし、融資を受けた者の責任により生じた利子については、補給しないものとする。

（期限前の返還）

第12条 管理者は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資を受けた資金の全部又は一部を期限前に返還させることができる。

- (1) 虚偽その他の不正の行為により融資を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく融資金の償還を怠ったとき。
- (3) その他管理者が必要と認めたとき。

(改築工事の施工)

第13条 融資を受ける改築工事は、高砂市下水道排水設備指定工事店に施工させなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に規定のない事項については、金融機関と協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条、第8条関係)

高砂市水洗便所改築資金融資あっせん申込書

高砂市上下水道事業管理者 様

年 月 日

借入申込人	住所	電話 :		連帯保証人	住所	電話 :	
	氏名	(年 月 日生)			氏名	(年 月 日生)	
	職業				職業		
	勤務先又は商号(自家営業)等	電話 : 勤続年 自家営業 年			勤務先又は商号(自家営業)等	電話 : 勤続年 自家営業 年	
	借入先				連帯保証人の平均月収	過去半年間又は1年間の平均月収 月平均 円	
水洗便所の型及び工事費見積額	□標準型 □その他の型 工事費見積額 円		納付状況	市税決定額のうち滞納額 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認印		
借入申込額	<input type="text"/> 円		下水道使用料納付状況	賦課された使用料の滞納額 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認印		
借入希望日	年 月 日		受益者負担金納付状況	賦課された負担金の滞納額 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認印		
借入金返済条件	1 借入の日の翌月から毎月日に元金均等回分割返済します。 2		現居住する土地・家屋の所有関係	土地 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借地 家屋 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借家			
借入申込人の平均月収	過去半年間又は1年間の平均月収 月平均 円		借入申込人との関係	住民登録 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認印		
納付状況	市税決定額のうち滞納額 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認印	添付書類 1 市税の完納の事実を証する書面 2 当該年度の所得証明書 3 健康保険証の写し 4 改築工事設計見積書 5 借家のときは家屋の所有者の承諾書				
下水道使用料納付状況	賦課された使用料の滞納額 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認印	特記事項				
受益者負担金納付状況	賦課された負担金の滞納額 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認印					
水洗便所を設置する家屋の所有関係	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借家	<input type="checkbox"/> 借家の場合の家主の同意	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
保証方法	□保証人 □保証機関						

様式第2号(第6条、第8条、第9条関係)

高砂市水洗便所改築資金融資借入申込書

御中

年 月 日

借入申込人	住所	電話 :	
	氏名	(年 月 日生) ^印	
	職業		
	勤務先 又は商 号(自家 営業)等	電話 :	勤続年 自家営業年
借入先			
水洗便所の 型及び工事 費 見積額	<input type="checkbox"/> 標準型 <input type="checkbox"/> その他の型 工事費見積額 円		
借入申込額	千 円		
借入希望日	年 月 日		
借入金 返済方法	1 借入日の翌月から 每月 日に元金均等 回 分割返済します。 2		
借入申込人 の平均月収	過去半年間又は1年間の 平均月収 月平均 円		
水洗便所を 設置する家屋 の所有関係	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借家		
借入金返済 資 源			
工事請負人			
特記事項			
連帯保証人		住 所 電話 :	
勤務先又は 商号(自家 営業)等		(年 月 日生) ^印	
連帯保証人 の平均月収		電話 : 勤続年 自家営業年	
現住する土 地・家屋の 所有関係		土地 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借地 家屋 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借家	
借入申込人 との関係		住民登録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
借入申込人自宅付近見取図(駅その他主要目標 から) N ↑			
受付		指定工事店番号 年 月 日	

あつせん	番号	上記の融資をあっせんします。 高砂市上下水道事業管理者	調査事項	1 市税滞納なし
	・			2 下水道使用料滞納なし 3 受益者負担金滞納なし 4 返済能力ありと認める 5 工事実施計画確認

様式第3号（第8条関係）

高砂市水洗便所改築資金融資あっせん 承認 通知書
不承認

年 月 日

様

高砂市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けで申込みのあった水洗便所改築資金の融資あっせんについて、次のとおり決定しましたので高砂市水洗便所改築費融資あっせん制度要綱第8条第1項の規定により通知します。

1 融資あっせんを承認します。

融資あっせん予定額 _____ 円

融資借入申込書は、改築工事完了検査後に交付します。

2 融資あっせんを不承認とします。

理由
